

# 要請活動実施要領

設立二十周年記念大会で採択した決議内容の実現に向け、概ね下記の要領で活動を行うこととする。

記

## 1. 要請活動先及び要請内容

### ①自民党税制調査会及び関係部会、関係省庁政務三役

自民党の税制調査会幹部、同党総務部会及び農林部会等関係部会所属議員、関係各省（総務・環境・農林水産）政務三役等に対し、決議内容の実現を要請する。

### ②地元選出の国会議員

地元選出の国会議員に対し、決議内容の実現を要請する。

## 2. 要請活動方法及び要請時期

### ①自民党税制調査会及び関係部会、関係省庁政務三役

促進連盟正副会長及び促進議員連盟会長が、記念大会終了後、自民党の税制調査会幹部、同党総務部会及び農林部会等関係部会所属議員、関係各省（総務・環境・農林水産）政務三役等に面会を求め、要請する。

### ②地元選出の国会議員

促進連盟及び促進議員連盟の役員、会員市町村長及び市町村議会議員は、記念大会終了後、概ね1ヶ月の間に地元選出の国会議員ご本人に面会を求め、要請する。